



# 6次産業化の成長・拡大に向けた チャレンジを支援！ 農林漁業成長産業化ファンド

農林水産省  
北海道農政事務所 農政推進部  
経営・事業支援課（産業連携・海外展開班）

平成24年8月29日に株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（以下、ファンド法）が第180回国会において全会一致で可決成立、9月5日に公布されました。これを受けて25年2月1日から（株）農林漁業成長産業化支援機構（以下、A-FIVE<sup>※1</sup>）が営業を開始、農林漁業の成長産業化を目指す官民共同出資の「農林漁業成長産業化ファンド」が始動しました。

## 1 農林漁業の成長産業化 6次産業化のポテンシャル

わが国の農林漁業は、所得の減少、担い手不足の深刻化など厳しい状況に直面し、農山漁村の活力は低下しています。

一方、農山漁村は農林水産物をはじめバイオマス、土地、水、景観などさまざまな地域資源を豊富に有しており、これらは今後の活用次第では農林漁業の成長産業化へ向けた希少資源としてわが国の最大の強みの一つになる可能性を持っています。

また、1次産業において生産される農林水産物の生産額は10兆円であり、これに2次産業、3次産業による付加価値が加わり約100兆円の生産額となっています。現状では、1次産業と2次産業・3次産業のバリューチェーン（価値の連鎖）の結合が弱く、農林水産物や農山漁村が有する資源の価値が十分反映されていないと考えられています。このため、1次産業と2次産業・3次産業が連携することにより、農林水産物の資源が各プロセスで価値を引き継ぎ、付け加えることによって、6次産業の持つポテンシャルを拡大することが重要です（図1）。

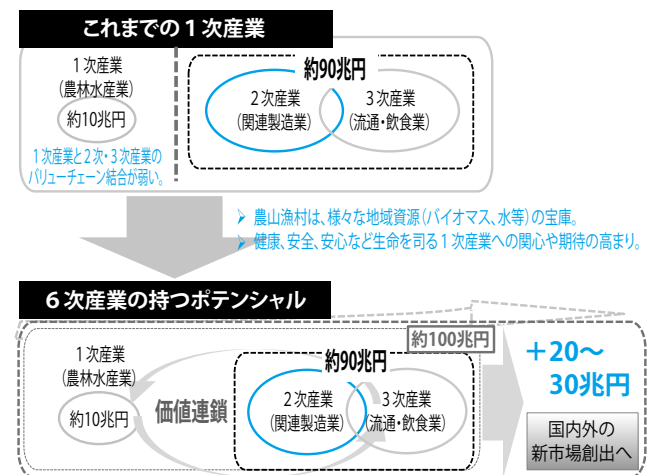


図1 6次産業のポテンシャル

※1 Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japanの略。

## 6次産業化の取組と課題

そこで、農林水産省では、こうした地域の資源を活用し農林漁業者が自ら加工・販売を行い付加価値を拡大する取組や、農林漁業者と他産業との新たな連携により、生産・加工・販売・観光等に、地域が一体化となって取り組むアグリビジネスの展開などの新産業の創出を支援しているところです。

現在、農林漁業者が主導的に農林水産物の加工・販売など2次・3次産業の取組に進出する気運が高まっています。しかしながら、販路の開拓やマーケティングノウハウが不足し、本格的な事業展開に踏み出せずにいるケースも少なくありません。

また、他産業とのマッチングコストの大きさや、農林漁業者の過小資本性等がネックになり、他産業と対等の立場での事業展開は難しく、6次産業の持つポテンシャルを十分に活かせていない状況です。

## 2 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開

### 日本再興戦略

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」においては、2020年に6次産業の市場規模を10兆円（現状1兆円）に拡大させることを目標に掲げ、農林水産産業を成長産業化するための重要施策として、6次産業化の推進が位置づけられました。

農林漁業成長産業化ファンドは、この目標達成に向けた施策の柱であり、本格的な展開が重要になってきています。

### ファンド創設のねらい

農林漁業成長産業化ファンドは、例えば「畑から食卓まで」をつなげるような、1次産業が産み出した価値を2次・3次産業を通して、さらに大きくしながら消費者に届ける取組を支援するねらいで創設されました。

具体的には、6次産業化を進めるために農林漁業者とマーケティングノウハウや販路を持つ

※2 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法) 第5条第1項の認定を受けた者。なお、2次・3次産業の事業者の出資を受けずとも、農林漁業者が2次・3次産業の事業を切り出した上で、事業を行うことが十分に可能な場合には、農林漁業を行う法人とは別に設立された農林漁業者単独出資の会社も対象となることが可能。

※3 投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合を主に想定。

た2次・3次産業の事業者とのマッチングを図り、双方が資本金を拠出する合弁の株式会社（6次産業化事業体<sup>※2</sup>）の設立を支援するとともに、最長15年間にわたる出資や資本金劣後ローンのほか、経営支援を一体的に実施するものです。

これによって、リスクマネーを共有した農林漁業者と2次・3次産業の事業者とがパートナーシップを強化し、農林水産物や農山漁村が有する価値を、消費者に確実に届けられるような事業に取り組むことが可能になります。

### ファンドのスキーム

ファンドのスキーム（図2）は、基本的には、A-FIVEが各地域、またはテーマごとに設立されたサブファンド<sup>※3</sup>を通して対象6次産業化事業体に出資することとしています。また、必要に応じて、A-FIVEから資本金劣後ローンの融資も行うことができることになっています。

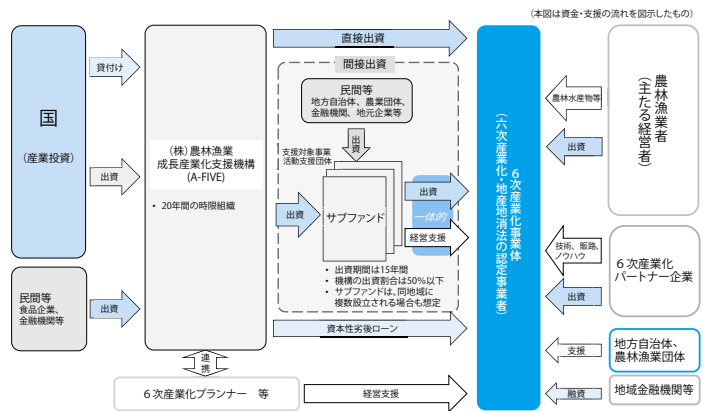


図2 農林漁業成長産業化ファンドによる資金・支援の流れ

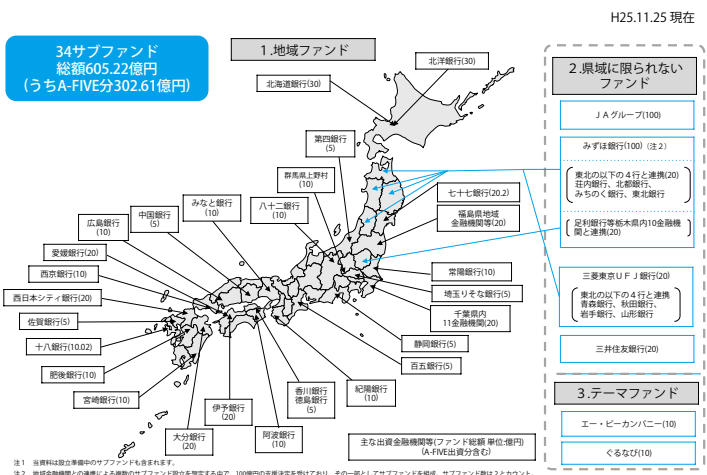


図3 サブファンドの設立状況

なお、サブファンドについては、各地域、またはテーマごとに金融機関、事業会社等が出資主体（同額までA-FIVEが出資）となって設立が進められています。平成25年11月末までにA-FIVEは34サブファンドに支援を決定しており、引き続き新たなサブファンドの組成が見込まれています（総額605.22億円、うちA-FIVE出資分302.61億円）（図3）。

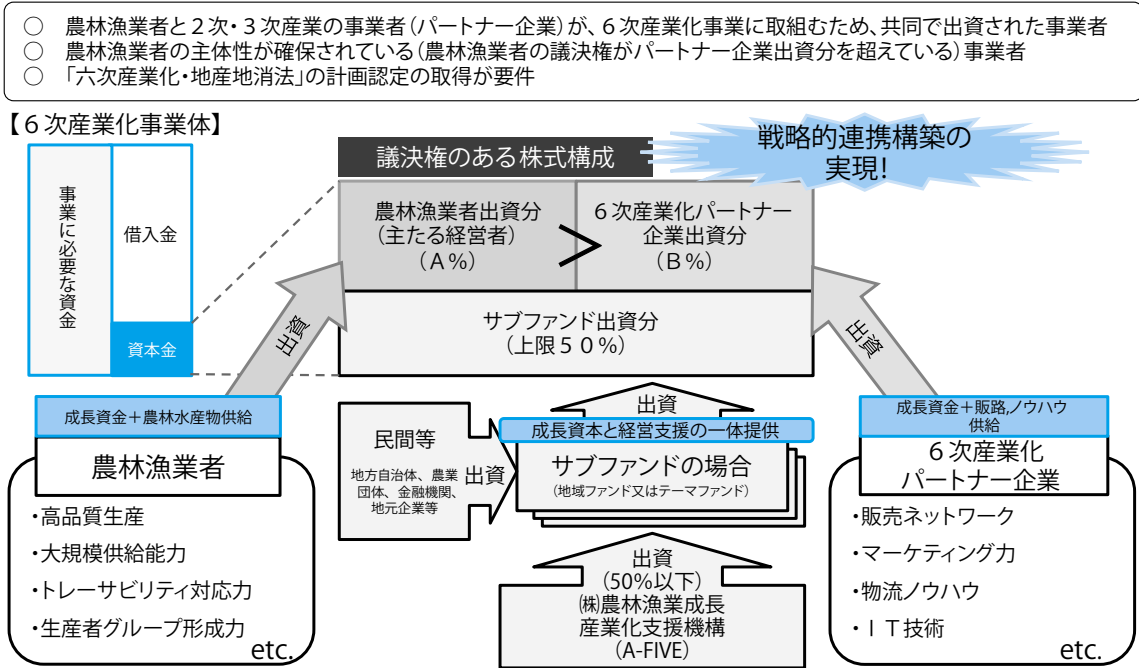
### 対象は6次産業化事業体

ファンドの支援対象となる6次産業化事業体は、農林漁業者が主体となって設立されている法人（農林漁業者がパートナー企業よりも議決権を多く有しているなど、主たる出資者・構成員）となっていることが必要です（図4）。

対象となる事業活動については、

- ① 農山漁村・農林漁業に由来する多様な地域資源を活用し、その価値を生かしていくことを目指すものであること、
- ② 農林漁業者主体の法人が、他産業の技術・ノウハウを活用しつつ、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めることを目指すものであること、
- ③ 新たな価値を創造することにより、国内外で新たな市場を開拓していくことが期待されるものであること、
- ④ 農村漁村の活性化に資するとともに、事業の継続に必要な収益性が確保されることにより、出資した資金の回収の可能性が高いものと見込まれるものであること

が必要である旨、A-FIVE支援基準に規定されています。



### 総合化事業計画の認定要件（法律に基づき国が策定した基本方針に規定）

- 【事業主体】 農林漁業者等（個人・法人、農林漁業者の組織する団体）が行うものであること  
（事業主体の取組を支援する者を促進事業者（2次・3次産業の企業等も可能）として計画に位置づけることが可能）
- 【事業内容】 次のいずれかを行うこと
  - ア) 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
  - イ) 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
  - ウ) ア又はイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善
- 【経営改善】 次の2つの指標の全てが満たされること
  - ア) 対象商品の指標（農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること）
  - イ) 事業主体の指標（農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること）
- 【計画期間】 5年以内（3～5年が望ましい）

図5 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定要件

新たな政策ツールとしての出資

出資により会社に供給された資金は、償還義務がなく、資金用途についても補助事業とは違い制約の小さい使い勝手の良い資金となり、設備投資のほか、運転資金、人件費等に用いることができます。また、出資によって会社の資本金が増え財務体質が強化されることにより、金融機関からの融資も受けやすくなると考えられます（図6）。

異業種事業者の出資を受けずとも、既に社内に確立した2次・3次部門と人材を有する農林漁業者が2次・3次部門を切り離した上で、事業を行うことが可能な場合には、農林漁業を行う法人とは別に設立された農林漁業者単独出資の会社も対象となることができます。

また、資本力が弱い農林漁業者が新たに設立する6次産業化に対して過半の出資を行うことが難しい場合には、

- ① 倉庫、加工施設等の既存資産の現物出資する
- ② 複数の農林漁業者がグループとして共同出資することや、JA等が参加することで大きな資金を準備する

等の方法が考えられます（図7）。

2次・3次事業者のメリットについては、A-FIVE・サブファンドによるマッチングにより、事業と一緒に取り組むのにふさわしい農林漁業者と連携して、産地段階から連携した商品・メニューの差別化、日本の農林水産業の底力を活かした輸出の取組など、新たな事業展開が図れます。

	補助金	融資	出資(本ファンド)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業要件が厳格</li> <li>担保・保証不要</li> <li>資金用途が限定的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担保・保証等が課題</li> <li>資金用途が限定的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業設計の自由度が高い</li> <li>担保・保証不要</li> <li>財務体質を強化</li> </ul>
自己資金と事業資金の関係	平均的な自己資本比率の逆数を借入限度額とみなした場合、自己資金の何倍まで資金調達できるかを検討		
	<p>① 仮に補助率1/2の場合、自己資金の2倍の規模まで事業規模を考えられる</p>	<p>④ 事業者の信用力によるが、一般的な水準※では、自己資金の2倍～5倍の規模まで考えられる</p>	<p>② パートナーやファンドの出資が活かされることで、自己資金の20倍程度の規模の事業も考えられる</p>

※ 資本性劣後ローンとは、金融機関が財務状況を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金。

図6 新たな政策ツールとしての「出資」

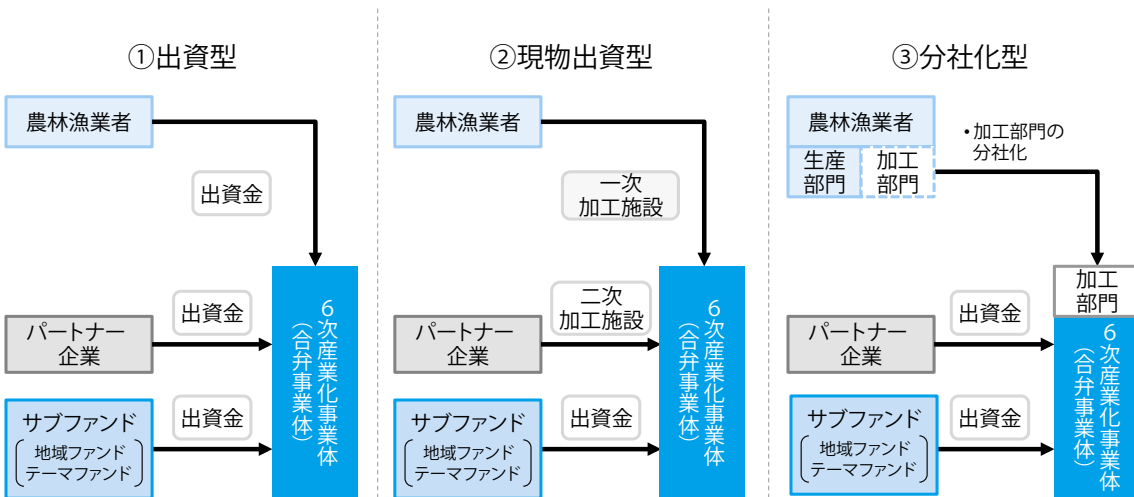


図7 出資対象となる事業体の設立手法



## 農林漁業成長産業化ファンドと一般的なファンドとの違い

農林漁業成長産業化ファンドは、農林漁業者の所得確保、農山漁村における雇用機会創出等を目的としているため、一般的なファンドとは投資期間や出資対象、回収の考え方が大きく異なります。

具体的には、一般的なファンドでは、出資期間が3年～5年程度であり、投資額に対し、より多くの回収を見込める事業会社に出資するのに対し、農林漁業成長産業化ファンドは、農林漁業・食品産業の事業サイクルに合わせ最長15年とし、出資対象を六次産業化法に基づく認定を受けた6次産業化事業体としています。また、回収の考え方については、一般のファンドが短期での回収を志向する投資とは異なり、農林漁業成長産業化ファンドでは、出資先の6次産業化事業体の株式をファンドが売却・換金した時点で行われ、その手段は出資関係者との調整を踏まえ、事業体における株式買取等により行うこととなります（図8）。さらに、ファンド出資を行った6次産業化事業体に対しては、恒常的な経営支援を行うことにより倒産という事態を防ぎます。

## 支援体制及び審査の着眼点

ファンド活用を希望する農林漁業者等は、基本的にサブファンドにご相談いただくこととなります（図9）。

出資の対象となる事業体については、サブファンドとA-FIVEが連携して、適合性、事業性、公正性、政策性の4つの審査を行います。金融機関の融資審査と同様に、事業体の体制や事業計画の妥当性など、あらゆる観点から審査が行われます。

- **整合性**：新商品の開発、新たな販売の方式、地域との調和性等、6次産業化の要件を満たしているか判断。
- **事業性**：事業計画（事業期間中のB/S、P/L等）の提出を受け、事業の採算性満たしているかを判断。
- **公正性**：事業に必要な資金調達（A-FIVE、サブファンド、民間金融機関からの投融資の組み合わせ）、及び投融資契約に係る条項等を検討し、関係者間で同意。
- **政策性**：A-FIVE内に社外取締役等により構成される農林漁業成長産業化委員会により、政策性と収益性の両方を勘案し、最終的な投資方針を決定。

サブファンドとA-FIVEが連携し、案件の調整・審査を進めていく中で、出資になじまないものは、他の6次産業化施策の検討など、A-FIVEと農林水産省本省、サブファンド、北海道農政事務所（地方農政局等）及び道が連携して進めていくことが必要となります。

	農林漁業成長産業化ファンド	(参考) 一般的なファンド
狙い	投資先の <b>事業継続・成長（農山漁村の雇用創出・活性化等）に重点</b>	投資先（一般事業会社）の株式公開による <b>売却益（成功報酬の追求）に重点</b>
出資対象	<b>六次産業化・地産地消法に基づく認定</b> を受けた6次産業化事業体（農林漁業者と2次・3次事業会社の出資による合併事業体）	投資額に対して <b>より多くの回収が見込める事業会社</b> を中心に投資
出資期間	農林漁業・食品産業の事業サイクルに合わせ <b>最長15年</b>	<b>3年～5年程度</b>
出資者（LP）の払い込み	異なる産業セクターを繋ぐ6次産業化事業に対する投資実績があるファンド運営者は <b>投資実行や経費支払の都度、必要額を払い込み（キャピタルコール）</b>	ファンド運営者の投資実績（トラックレコード）を信頼し、 <b>ファンド組成時</b> に出資額全額を払い込み
資本性劣後ローン	6次産業化事業に民間資金を呼び込む呼び水として、必要に応じ <b>機構が、6次産業化事業体に資本性劣後ローンを貸付</b> ※	なし
出資回収の考え方	・地域の雇用の確保、事業の継続性に留意 ・ <b>農林水産大臣による認可</b> が必要	<b>パフォーマンスを重視</b> し、株式公開が中心

※ 出資と一体的に資本性劣後ローンの貸付審査を実施。資本性劣後ローンの金利は、貸付先の業績に応じて変動。

図8 農林漁業成長産業化ファンドと一般的なファンドとの違い

### A-FIVE出資案件

平成25年9月2日に、サブファンドからの6次産業化事業体への第1号出資案件が全国で3件誕生しました。その一つが、(株)OcciGabi Winery（「オチガビワイナリー」所在地:余市町）における「地元産ぶどうのワイナリープロジェクト」です。

その内容は、

- ① 自社及び近隣農家が生産した余市町産ワイン用ぶどうのみを使用したワインの自家醸造・販売
- ② 地域の農業者・漁業者から食材を仕入れ、ワインを楽しんでもらうレストラン運営
- ③ 醸造設備なども一般公開し、ワイナリーツアーを開催するなど滞在型ワイナリーを形成
- ④ ワイナリー起業塾を開講し、余市町でワイナリー起業を希望する方々のためのワイナリースクールの運営

に取り組むことになっています。

以上の取組により、地域のぶどう生産者の販路拡大につながるとともに、新たな雇用も創出します。また、余市町のブランド化にも貢献することが見込まれます。

平成25年11月、全国では6つの案件（図10）への出資が決定され、農林漁業成長産業化ファンドが本格的に稼働し、農林漁業の成長産業化に向けた取組が開始されました。

繰り返しになりますが、この取組は、案件の組成から出資、その後の経営支援に至るまで、A-FIVE、サブファンド、本省、農政事務所（地方農政局等）、道、市町村等関係機関の連携が重要となります。北海道農政事務所としましても、ネットワーク活動交付金、農林漁業成長産業化ファンド等、6次産業化施策推進の一助を担っていきたいと考えています。

ファンド名称	出資者・運営者（下線）	ファンド総額	主な投資対象地域	問い合わせ先
道銀アグリビジネス投資事業有限責任組合	(株)北海道銀行 北海道ベンチャーキャピタル(株) (株)農林漁業成長産業化支援機構	30億円	北海道	北海道ベンチャーキャピタル(株) URL: http://www.hokkaido-vc.com 部署名: 投資事業部 電話: 011-738-7380 E-mail: hvc@hokkaido-vc.com
北洋6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合	(株)北洋銀行 (公財)北海道中小企業総合支援センター (株)農林漁業成長産業化支援機構	30億円	北海道	(公財)北海道中小企業総合支援センター URL: http://www.hsc.or.jp 部署名: 6次化推進室 電話: 011-232-2001 (平日9時~17時) E-mail: info@hsc.or.jp

図9 北海道のサブファンド

平成25年11月11日現在

事業者名	サブファンドの主な出資者	サブファンドによる出資決定額 (単位:百万円)	事業内容	出資同意決定日
株式会社 オチガビ ワイナリー OcciGabi Winery (北海道 余市町)	北洋銀行	サブファンド 76(38)※ 出資総額 152	●余市産ぶどうのみを使用した高品質・高価格のワインを製造。パートナーの都市部販売網も活用。 ●ワイナリー内に併設するレストランと売店で、地場農水産物やその加工品も販売。	平成25年9月2日
ジャパンホートビジネス株式会社 (千葉県 富里市)	千葉銀行等 県内11金融機関	サブファンド 50(25)※ 出資総額 100	●植木、盆栽の生産者と輸出経験が豊富なパートナーとで合弁事業体を形成。千葉県を中心とした植木、盆栽生産者と連携し、中国に加えEU、北南米等の輸出も志向して新たな市場を開拓。	平成25年9月2日
沖縄栽培水産株式会社 (沖縄県 与那国町)	西日本 シティ銀行	サブファンド 40(20)※ 出資総額 80	●新しい技術を沖縄県と那国島に導入することにより、高品質な車えびの周年販売を実現し、大口需要者の開拓等を通じて大消費地に販売チャネルを拡大。	平成25年9月2日
西日本水産株式会社 (福岡県 福岡市)	西日本 シティ銀	サブファンド 60(30)※ 出資総額 120	●シラス資源の逼迫により、通常のウナギ養殖がコスト高となる中、これまで有効に活用されていなかった未成熟なウナギを一定の条件下で再肥育することにより、成熟したウナギとして出荷。	平成25年10月9日
e-フレッシュ(株) (宮城県 仙台市)	七十七銀行	サブファンド 100(50)※ 合計 200	●被災地域の野菜生産者が大手流通小売事業者と連携して野菜の加工・販売に進出する事業	平成25年11月11日
(株)みらいトレーディング (東京都 千代田区)	JAグループ	サブファンド 20(10)※ 合計 40	●まだ一般的でないレタスを新たに導入し、鮮度を保持できる新包装で流通させ、消費者に届ける流通販売事業	平成25年11月11日

※ ( ) 内はA-FIVE出資相当分。

図10 A-FIVE出資案件について